

道路位置指定申請書の添付図書等について

令和4年4月

檜 原 市

道路位置指定申請書の添付図書等について

1. 道路位置指定申請書には、以下に掲げる図書を添付すること。

※1. 申請書（正本1部）に原本を添付し、副については写しで差し支えない。

2. 土地利用計画図等の図面の作成にあたっては、図示の上で煩雑にならない範囲内で他の図面と併せて作成して差し支えない。

1) 申請書	・ 樫原市建築基準法施行細則様式第6号によること。 ・ 申請書の記載上の注意事項 ア. 5、6、7、8、9欄は道路の敷地となる部分のみを記入すること。 イ. 10欄は、道路の中心線の距離で測定すること。 ウ. 11欄は、全幅を記入し、（ ）書で有効幅員を記入すること。 エ. 12欄は、道路部分の面積を記入し、（ ）書で「道路＋関連宅地（建築物の敷地として利用する土地をいう。以下同じ。）」の面積を記入すること。 オ. 13欄はL型溝、側溝、肩石等の連続した堅固な構造物のこと。
2) 付近見取図	・ 1/2500都市計画図を使用し、方位、申請場所を明記すること。
3) 道路位置指定築造計画概要書	・ 樫原市建築基準法施行細則様式第6号の3によること。
4) 委任状	・ 申請手続きを代理者に委任する場合は添付すること。
5) 地籍図	・ 里道、水路は着色し、道路の敷地となる土地の部分及び関連宅地の範囲をそれぞれ図上に明記すること。 ・ 転写場所、転写年月日、転写人を記入・押印すること。 ・ 申請前3ヶ月以内に転写されたものであること。
6) 土地（建物）登記事項証明書	・ 道路の敷地となる土地の部分及び関連宅地に係るものとする - こと。 ・ 申請前3ヶ月以内に発行されたものとする - こと。
7) 関係権利者の承諾書(印鑑証明書付)	・ 別紙様式1号によること。
8) 道路等維持管理誓約書(印鑑証明書付)	・ 別紙様式2号または様式2号の2によること。

9)排水施設に関する 確認書	・別紙様式4号によること。（第1次水利権利者の確認）
10)求積図	・全体求積図、道路敷地部分及び関連宅地部分別求積図
11)現況平面図、断面図	・土地の現況、既存道路の名称、幅員等を表示すること。
12)造成計画平面図、 断面図	・擁壁、のり面の位置、高さ等を表示すること。 ・断面図には、造成前後の地盤高を表示すること。
13)土地利用計画図	・関連宅地の範囲、各宅地の敷地面積を表示すること。 ・申請区域と申請区域外との境界を明確にさせる構造物について明記すること。 ・電柱の設置位置について明記すること。
14)道路計画図	・道路境界線の位置、道路の全幅及び有効幅員、道路の延長、自動車の転回広場及びすみ切りの形状・寸法、舗装、縦断勾配等を表示すること。
15)排水施設計画図（排水施設構造詳細図及び下水道縦断図を含む。）	・雨水、汚水（雑排水を含む。）の排水系統図、側溝、排水管、ます等の構造詳細図、管の土被り等を表示すること。 ・地中埋設物（上水道、ガス管等）の位置を表示すること。
16)排水流域の区域図	・計画建築物及び既存建築物の用途、規模を表示すること。
17)流量計算書	
18)擁壁構造図 （構造計算書を含む。）	
19)現況写真	・申請地の全景
20)その他	・開発許可要否判断資料（隣接地の土地登記事項証明書、建築予定有無の確認書等の添付が必要となる場合がある。） ・官民境界明示確定書（写し）…原本照合を要する ・都市計画道路明示書 ・道路法第24条許可書等（道路の形状変更等を要する場合） ・水路占用許可書（水路占用する場合） ・公共施設の管理者の同意等について（里道を含む場合） ・すみ切りを設けられない理由書（すみ切りがない場合）

2. 申請書の部数は、正1部、副1部及び建築安全推進課が指示する部数。

道路位置指定変更・廃止申請書の添付図書等について

1. 道路位置指定変更・廃止申請書には、以下に掲げる図書を添付すること。

※1. 申請書（正本 1 部）に原本を添付し、副については写しで差し支えない。

2. 図面の作成にあたっては、図示の上で煩雑にならない範囲内で他の図面と併せて作成して差し支えない。

1) 申請書	・ 檜原市建築基準法施行細則様式第 6 号の 2 によること。 ・ 申請書の記載上の注意事項 ア. 5、6、7、8、9 欄は道路の敷地となっている部分のみを記入すること。 イ. 12 欄は、道路の中心線の距離で測定すること。 ウ. 13 欄は、全幅を記入し、（ ）書で有効幅員を記入すること。
2) 付近見取図	・ 1/2500 都市計画図を使用し、方位、申請場所を明記すること。
3) 委任状	・ 申請手続きを代理者に委任する場合は添付すること。
4) 土地（建物）登記事項証明書	・ 道路の敷地となっている土地の部分のものとすること。 ・ 申請前 3 ヶ月以内に発行されたものとすること。
5) 求積図	・ 道路敷地部分
6) 現況平面図、断面図	・ 土地の現況、既存道路の名称、幅員等を表示すること。
7) 道路計画図	・ 道路境界線の位置、道路の全幅及び有効幅員等を表示すること。（変更の場合）
8) 現況写真	・ 申請地の全景
9) その他	・ 道路位置指定築造計画概要書の変更後図面（変更の場合） ・ 当該道路を前面道路として利用している者の承諾書等（廃止の場合）

2. 申請書の部数は、正 1 部、副 1 部及び建築安全推進課が指示する部数。

道路位置指定申請に係る協議及び相談事項の主管課

協 議 及 び 相 談 事 項	主 管 課
道路位置指定申請・建築確認申請・建設リサイクル法 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	建築安全推進課
市道路に関する許認可（掘削占用・形状変更・明示等） 公共施設の帰属手続き・道路建設・橿原市の管理する法定外 公共物（里道、水路等）	建設管理課
河川・排水路・管路敷	道路河川課
公共下水道（汚水）	下水道課
上水道	上水道課
農道	農政課
農地転用	農業委員会事務局
屎尿の汲み取り・浄化槽	資源循環課（浄化センター）
文化財の保護	文化財保存活用課